

## 力丸東山と福井藩士力丸家

堀井 雅弘\*

はじめに

1. 「十兵衛祖父」力丸藤左衛門
  - 2-1. 「御使番」力丸十兵衛
  - 2-2. 「不所存者」力丸又左衛門
  3. 「浪人京都住」力丸弾正
  4. 「御徒格」力丸秋江
- まとめにかえて

はじめに

「力先生」こと力丸東山<sup>りきまるとうざん</sup>は、はじめ明経博士伏原宣条<sup>ふしはらのぶえだ</sup>に古学を、ついで朱子学者那波魯堂<sup>なわ</sup>に朱子学を学び、京都で開塾して詩文を、天明の大火（天明8年（1788））以後は、とくに家学であった「武学」を教えた。享和元年（1801）には、その「武学」の一端を書き著わしているが、それは門人の強い勧めによるものであった<sup>1)</sup>。この東山という人物は、「越前」の浪人で福井藩士力丸家の子孫にあたる。

その東山について『国書人名辞典』は「〔生没〕宝暦七年（一七五七）生、文化十二年（一八一五）十月二十四日没。五十九歳。墓、京都知恩寺。〔名号〕名、之光。字、公暉。通称、弾正。号、東山・松園。〔家系〕力丸十郎左衛門氏英の男。祖先は結城家の重臣力丸藤左衛門。〔経歴〕越前の人。京都に上り、初め伏原氏に古学を学び、次いで那波魯堂の性理学を学んで詩文・書を能くした。傍ら和漢兵法を講究して尚武の道を昌導した。京都で青松塾を開き、のち越前福井でも講説した。」とし<sup>2)</sup>、主要な参考文献として昭和16年（1941）に刊行された『近世漢学者著述目録大成』<sup>3)</sup>、明治43年（1910）に刊行された『越前人物志』<sup>4)</sup>（以下、『人物志』という。）、昭和7年に刊行された『若越墓碑めぐり』<sup>5)</sup>を挙げている。このうち『近世漢学者著述目録大成』は『人物志』を典拠にしており<sup>6)</sup>、『若越墓碑めぐり』は『平安名家墓所一覧』<sup>7)</sup>を典拠に、そして明示はされていないが『人物志』を参考にしているようである<sup>8)</sup>。

『人物志』は郷土史家福田源三郎が編纂した越前国に關係する人物の伝記集で（27部門635人）、東山は「漢学」の部門に収載されている<sup>9)</sup>。東山はまた、大正元年（1912）に刊行された『坂井郡誌』の「人物及名家」の「文人」にも立項されているが、その文章は『人物志』を複写したものである<sup>10)</sup>。『人物志』はさらに、東山の事績を詳記するとともに著書として「武学啓蒙」以下、11の書名を例示しており、そこで筆頭に挙げられている「武学啓蒙」は明治38年に刊行された『武士道叢書』中巻に収

---

\*福井県文書館古文書調査専門員

載されている<sup>11)</sup>。その『武士道叢書』には「武学啓蒙」の著者である東山の略伝「力丸東山伝」（以下、「東山伝」という。）が併載されており、『人物志』と並び、そこで東山の事績を詳記している<sup>12)</sup>。「武学啓蒙」はまた、昭和17年から同19年にかけて刊行された『武士道全書』第五巻にも再録されており<sup>13)</sup>、『武士道全書』は「解説」で東山の事績を紹介している。「東山伝」とは異なる文体で、独自の記述もあるが<sup>14)</sup>、『武士道全書』自体が『武士道叢書』の充実を目的として刊行されていることもあってか、その文章は「東山伝」を下地に加除したものである。

このように東山の伝記には二つの系統があって、元をたどると一つは『人物志』に、もう一つは「東山伝」に行き着く。一人の人物の伝記であることに加えて前者が明治43年、後者が同38年と刊行年に隔世の違いはないこともあってか、両者の内容は似通っている。しかし似通いながらも、相互に精粗があり、各個に独自の記述がある。東山の人物像をつかむにはまず、この『人物志』と「東山伝」を読み解いていく必要があろう。ところが『人物志』と「東山伝」はともに出典が明示されておらず、誤伝などが含まれている可能性も否定できない。そこで本稿では「越前の人」で「のち越前福井でも講説した」という東山について、『人物志』と「東山伝」の記述を松平文庫の藩政史料<sup>15)</sup>で跡付けながら、東山と福井藩との関係を藩側の視点で確認していきたい。

## 1. 「十兵衛祖父」力丸藤左衛門

まず、『人物志』と「東山伝」の記述を確認しておこう。両書はそれぞれ、次のように書き出している。

### 資料1-1『越前人物志』

名は之光、字、<sup>(ママ)</sup>は公暉、弾正と称し、東山又松園と号す、祖先は力丸藤左衛門元和年中結城家の重臣を以て秀康公に越前に仕へ、禄八百石也、貞享中四百石となり、(資料1-2へ)

### 資料2-1「力丸東山伝」

東山、姓は力丸氏、名は之光、弾正と称す、東山は其号なり、祖先藤左衛門、元和の頃、結城家の旧臣を以て、秀康公に越前に従ひ仕へ、禄八百石を食めり、貞享の頃四百石に減ぜられ、(資料2-2へ)

諱は之光、字は公暉、通称は弾正、号が東山・松園であり、東山は号の一つであった。そしてその祖先は「藤左衛門」といい、「元和年中（元和の頃）」に「結城家の重臣（旧臣）を以て」結城秀康に仕え、知行は「八百石」であったが「貞享中（貞享の頃）」に減知されて「四百石」に半減したとしている。

福井藩士で力丸という家は、享保6年（1721）に各家から提出された系図・由緒をもとに用懸が編纂した<sup>16)</sup>松平文庫「諸士先祖之記」の「巻第一」に一家、「秀康公御代先祖被召出所不相知分」七家のうちの一家として収載されている<sup>17)</sup>。初代当主は「秀康公御代被召出<sup>集号</sup>未<sup>知</sup>」藤左衛門勝時（本国上野・生国越前、姓不知）で、その由緒には、先祖が小田原城主北条氏直の家臣であり、勝時もまた氏直・同氏家<sup>18)</sup>の家臣であったが、豊臣秀吉による小田原征伐で高野山入する「氏家」の供をしたのち、

暇を取って北条家を離れ、「浪人ニテ罷有候」ところを「多賀谷修理大夫」の取り持ちで秀康に召し出されたとある。氏直・秀康と同時代の「多賀谷修理大夫」は柿原領主多賀谷左近の父重経である。「浪人ニテ罷有候」ところとしているため、『人物志』『東山伝』のいう「元和」(1615～1624)については未詳であるが、「藤左衛門」と「結城家の重臣(旧臣)」は、この初代藤左衛門勝時と多賀谷重経であろう。ちなみに北条家の高野山入は天正18年(1590)、秀康の北庄入は慶長6年(1601)、重経の没年は元和4年(1618)である。

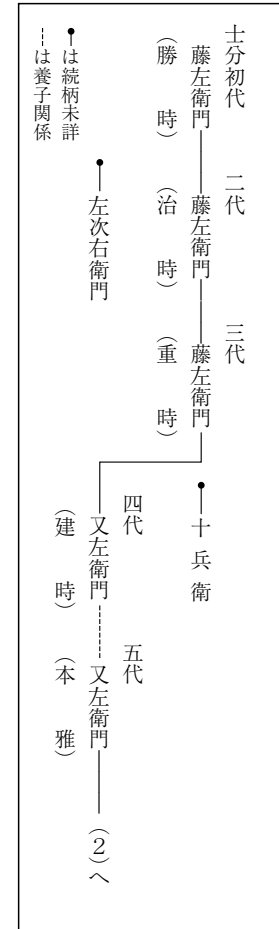
2代当主は3代藩主<sup>19)</sup>松平忠昌の代に家督を相続した藤左衛門治時(生国越前)、3代当主は4代藩主光通の代である正保4年(1647)に家督を相続した藤左衛門重時(生国越前、初名十兵衛)、4代当主は6代藩主綱昌の代である延宝5年(1677)に跡知を相続した又左衛門建時(生国越前)、5代当主は7代藩主吉品の代である元禄10年(1697)に跡目を相続した又左衛門本雅(生国越前、実父山原伝左門友勝)である。

福井藩では、貞享3年(1686)に6代藩主綱昌が改易され、領知が半減して家格も低下するという、いわゆる「貞享の半知」があった。藩士も召し放たれる、あるいは存続しても知行を半減されるなどしたため、『人物志』『東山伝』のいう「貞享」(1684～1688)の「八百石」から「四百石」への減知は、その半知の影響であろう。

半知時の当主は4代建時、「諸士先祖之記」編纂時の当主は5代本雅であった。藩主に目を転ざると、半知時は6代綱昌～7代吉品、編纂時は8代吉邦である。その8代までのうちの7代、後代を含めると17代までのうちの12代で「給帳」の現存が確認されている<sup>20)</sup>。「給帳」は藩士の禄高・姓名・組役などを列記した名簿、いわゆる分限帳である。「諸士先祖之記」には知行が記載されていなかったが、「給帳」では禄高が主要な項目の一つを占めている。そこで、その「給帳」から「力丸」を抽出していくと、表のとおり、初代藩主から編纂時の8代藩主をまたいで16代藩主まで、10代でのべ12人となる<sup>21)</sup>。

12人のうち、初代藩主秀康の代から8代藩主吉邦の代まで、(1)～(9)を「諸士先祖之記」と照合すると、(1)(2)藤左衛門は初代当主、(4)藤左衛門は2代当主、(5)藤左衛門は3代当主、(7)又左衛門は4代当主、(8)(9)又左衛門は5代当主に当てはまる。『人物志』『東山伝』は知行を「八百石」(初代当主)→「四百石」(4代当主)としているが、「給帳」に記載されている同一期間の知行は(1)藤左衛門の1000石→(7)又左衛門の100石<sup>22)</sup>であり、さらにその1000石は→(2)藤左衛門と(4)藤左衛門の800石→(5)藤左衛門の600石→(7)又左衛門の200石→そして100石と段階的に減少している。なお「貞享中(貞享の頃)」と「四百石」に該当する人物は、別家とみられる(6)十兵衛である。

ところで、「諸士先祖之記」では8代藩主吉邦の代の5代当主本雅、表でいう(9)又左衛門が下限であったが、「給帳」ではその後の10代藩主宗矩の代に(10)治左衛門、14代藩主齐承の代に(11)



参考図 力丸家略系図(1)

表 「給帳」にみえる「力丸」姓の人物一覧

	藩主	禄高	姓名	その他
(1)	初代結城秀康	1000石	力丸藤左衛門	・(本国或生国)上野国 ・(朱筆)十兵衛祖父
(2)	2代松平忠直	800石	力丸藤左衛門	
(3)		200石	力丸左次右衛門	
(4)	3代松平忠昌	800石	力丸藤左衛門	
(5)	4代松平光通	600石	力丸藤左衛門	
(6)	6代松平綱昌	400石	力丸十兵衛	
(7)		200石	力丸又左衛門	
(8)	7代松平吉品	25石5人扶持	力丸又左衛門	・御番組
(9)	8代松平吉邦	切米25石 5人扶持	力丸又左衛門	・養父又左衛門代貳百石半知百石 ・元禄十年養父又左衛門跡目此通被下
(10)	10代松平宗矩	20石 3人	<sup>(マ)</sup> 刀丸治左衛門	・(大御番組)五番
	12代松平重富	(記載なし)	(記載なし)	
(11)	14代松平齊承	3人扶持	力丸大吉郎	・京都
(12)	16代松平慶永	3人扶持	力丸秋江	・京都出入
	17代松平茂昭	(記載なし)	(記載なし)	

(注) 初代秀康～7代吉品は福井県文書館オープンデータ「給帳」データセットより作成(5代松平昌親は欠)。8代吉邦は松平文庫「貞享三年御新規以来惣侍中拜知并御擬作被下帳」、10代宗矩は国文学研究史料館(越前史料)「徳正院様御代御家中帳」、14代齊承は松平文庫「齊承公御代給帳」、16代慶永は同「給帳」より作成。12代重昌は松平文庫「(重富公近侍姓名)」、17代茂昭は同「給帳」を閲覧。9代松平宗昌・11代松平重昌・13代松平治好・15代松平齊善は欠。

大吉郎、16代藩主慶永の代に(12)秋江という人物がいる。このうち(11)大吉郎は『人物志』に収載されており、そこに「福井に生まれ」「父弾正」とある<sup>23)</sup>。「弾正」は東山である。(11)大吉郎は東山の子であった。その大吉郎は3人扶持で「京都」とあり、つづく(12)秋江も3人扶持で「京都出入」とある。15代藩主齊善の一代分(在任は天保6年(1835)～同9年)を欠いてはいるが、(12)秋江は(11)大吉郎、そして東山の子孫とみてよいであろう。

### 2-1. 「御使番」力丸十兵衛

東山の子孫とみられる前掲表の(12)秋江は、同名の人物が、松平文庫「新番格以下一(イハニホヘトリ)」<sup>24)</sup>に記載されている。「新番格以下」は藩士のうち、与力・足輕を除いた卒(=新番格以下)各家の人事記録、いわゆる勤書である。秋江の記述は慶応元年(1865)5月25日からはじまっており、その日に「貞享之度御暇」から「格別之御厚評を以帰参」仰せ付けられ、そして「是迄被下置候三人扶持之上ニ御充行十五石」を下し置かれている。「是迄被下置候三人扶持」は、前掲表の(12)秋江や(11)大吉郎の「3人扶持」のことであろう。やはり秋江は大吉郎、そして東山の子孫のようである。

『人物志』「東山伝」は藩士力丸家が半知後も存続したとしている。「諸士先祖之記」「給帳」といった藩政史料もそれを示している。そのため藤左衛門—東山—秋江を結び付けようとすると、ここに「貞享」をめぐって『人物志』「東山伝」や「諸士先祖之記」「給帳」(半知後も存続)と「新

番格以下」(貞享に御暇)との間で矛盾が生じる。「新番格以下」の力丸家は秋江一代で、先代の記述がない。秋江は別系統の力丸家なのであろうか。

前掲表を見直すと、2代藩主松平忠直の代に(3)左次右衛門<sup>25)</sup>という人物がいる。(2)藤左衛門は初代当主である。(1)藤左衛門も初代当主である。その初代当主の知行は初代藩主の代から2代藩主の代で1000石から800石に減少している。そして2代藩主の代に初代当主の減少分と同石の200石で、この(3)左次右衛門がいる。両者の続柄は何れにせよ、これは(1)藤左衛門から(3)左次右衛門への分知であらう。

その後も6代藩主綱昌の代に(6)十兵衛という人物がいる。(7)又左衛門は4代当主である。(11) — (12)同様、(5) — (6) (7)も5代藩主昌親の一代分(在任は延宝2年(1674) ~ 同4年)を欠いているが、(1)藤左衛門(初代当主)に「十兵衛祖父」とあり、「諸士先祖之記」では(5)藤左衛門にあたる3代当主に「初名十兵衛」<sup>26)</sup>と付記されている。「十兵衛祖父」の「十兵衛」は(5)藤左衛門であらう。(6)十兵衛は(5)藤左衛門の初名と同名であり、知行も400石<sup>27)</sup>、対する(7)又左衛門は200石である。

(6)十兵衛と(7)又左衛門はまた、城下の諸屋敷と寺社の敷地の輪郭を図示して間数や表の方角などを書き込んだ松平文庫「御城下絵図別記」<sup>28)</sup>に屋敷地が記載されており(写真1・2)、貞享2年(1685)に描かれた同「福居御城下絵図」<sup>29)</sup>で(6)十兵衛の屋敷地は足羽川の舟渡(現在の幸橋)の左岸(現在の福井鉄道「足羽山公園口」駅付近)に、(7)又左衛門の屋敷地は(6)十兵衛の屋敷地の又隣に、それぞれ確認することができる。ちなみに同「[御城之図]」<sup>30)</sup>は「寛文以前之図」とあって(5)藤左衛門以前としか言い得ないが<sup>31)</sup>、「福居御城下絵図」で(6)十兵衛の屋敷地がある場所は「[御城之図]」で「力丸藤左衛門」の屋敷地があるその場所である。

(6)十兵衛はさらに、同一とみられる人物が、松平文庫「御家中末々迄被減覚」<sup>32)</sup>に記載されている。「同(四百石一筆者注)同(御使番一筆者注)力丸十兵衛」とあって同石・同名である。(6)十兵衛であらう。知行や通称などから、十兵衛は(7)又左衛門以上に藤左衛門家と密接に関連する人物であったとみられる。しかし、この「御家中末々迄被減覚」は半知で御暇を下された藩士の名簿である。十兵衛は半知で御暇を下され、十兵衛家はここで途絶えていた。「新番格以下」の秋江の記述中の「貞享之度御暇」とは、この十兵衛の御暇のことであらう。

十兵衛は、本家・分家でいえば本家筋と目されよう。そうすると(7)又左衛門が分家筋にあたることになるが、(7)又左衛門は半知の9年前、延宝5年(1677)の時点ですでに(5)又左衛門の跡知を相続しており、十兵衛の御暇が(5)藤左衛門から(7)又左衛門への代替わりに影響を及ぼすことはなかった。それでは、なぜ秋江は「貞享之度御暇」から「帰参」仰せ付けられたのであろうか。

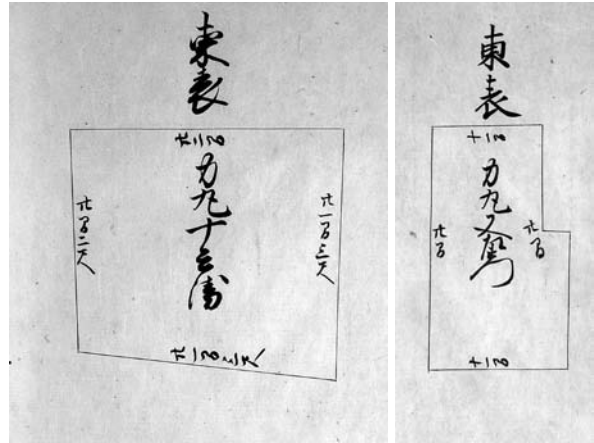


写真1(左)松平文庫「御城下絵図別記 諸屋舗 上」より「力丸十兵衛」屋敷

写真2(右)同「御城下絵図別記 諸屋舗 下」より「力丸又左衛門」屋敷

## 2-2. 「不所存者」力丸又左衛門

「貞享」の「四百石」（「給帳」では100石）は、又左衛門家が知行を半減されたというだけでなく、その裏で十兵衛家が御暇を下されており、藩士力丸一族にとって一つの転機であった。そして、ここで知行を半減されたその後の「又左衛門」の代に、藩士力丸家として存続した又左衛門家にとっても一つの転機があった。

### 資料1-2『越前人物志』

又左衛門の代に至り御暇となる、(資料1-3へ)

### 資料2-2「力丸東山伝」

更に又左衛門と称する者に至り、故ありて藩籍を削らる、時に越前侯八代目徳正院宗矩の代なり、然れども力丸家は結城以来の旧臣なるが故に、宗矩特に其家の相続を欲し、血族中能く之に膺り得る者を求めらる、然るに当時又左衛門の祖父又左衛門の弟藤左衛門なる者の庶子一男ありしも、甚だ幼少なるの故を以て其の恩典に預ること能はずして已みぬ、(資料2-3へ)

半知で知行を半減されるも存続した(7)又左衛門であったが、その又左衛門家も、ある「又左衛門の代(又左衛門と称する者)」に(「故」あって)「御暇」となったという。なお「東山伝」はこれを「八代目徳正院宗矩の代」とし、宗矩は「家の相続を欲し」たが、「血族中」に「庶子一男ありしも、甚だ幼少」であったため、「恩典に預ること能はずして已」んだとしている。

大正2年(1913)から翌3年にかけて「福井新聞」に同紙記者森恒救による「史談」(後に「福井城の今昔」と改題)という記事が連載されていた。その中に「仙石力丸詰腹騒動」という一編がある<sup>33)</sup>。「詰腹<sup>34)</sup>」以来、「騒動」は「古老間の語り草」になっていたという。これが「東山伝」のいう「故」のようである。

「仙石力丸詰腹騒動」は(一)～(七)の全7回で、そのうち(一)と(二)の2回は「仙石」家と「力丸」家の紹介である。その中で森は「五代又左衛門は山原伝右衛門方より養子跡知を襲きたるもの。仙石庄右衛門と詰腹騒動を起したるは、此の又右衛門の長男にして、仙石へ養子となりたる庄右衛門と又左衛門の二男にして、第六代となりし又左衛門の子の又左衛門との兩人なるが如し。」としている。そして「詰腹騒動に就ては記伝中何等徴すべきものなく、由緒書面にも力丸又右衛門名跡改めしに付き義絶云々と記し、力丸家の断絶と仙石庄右衛門の知行百石取上げ二十五石下されし事を知らるゝのみなるが、古老及仙石家に伝ふる所は左の如し。」と前置きしてから本題の「詰腹騒動」に入っている。

(三)と(四)の2回が「詰腹騒動」である。それは「延享年中のこと」(1744～1748)で、「甥」又左衛門が、江戸詰中に「吉原に遊」んで「一夜門限に後れ」という失態を演じた。当時は門限に遅れれば「家禄召上げられ追放を命ぜられ」たというのが、「同僚」が「うまく取りつくろ」い、「役向」も「大目に見通し」たため、「家老」も「今後を慎むべき旨内々謝まりたる」ことで内済にし、又左衛門は事なきを得た。ところが、このことはすぐに福井に知れ渡って「諸士の笑話とな」り、「伯父」庄右衛門の耳に入って「帰国の上は目に物見せんと武士気質の一徹猛り立って」いたという。そして又

左衛門が帰国すると、庄右衛門は又左衛門に腹を切らせ、自ら介錯して「又右衛門儀江戸詰中の無調法を悔み申訳の切腹候に就ては、某介錯仕り候。」と「届出」た。しかし、そこで「詰腹を切らせたるに間違なし」とわかって庄右衛門は「家禄百石取上げの上逼塞」、力丸家は「追放」、さらに江戸詰中に「此の無調法を大目に附したる役々」にも「それへお咎め」があり、「痛く藩中を騒がせた」という。

この(三)(四)の「詰腹騒動」は「古老及仙石家」から伝え聞いた「物語」である。その聞書に対して(一)(二)の仙石・力丸両家の紹介は「松平家所蔵の諸士由緒書」「松平家の由緒書」とあるように「記録」に当たっている。ここで森が典拠にしている「記録」とは、前出の「諸士先祖之記」や松平文庫「剥札 下」<sup>35)</sup> など<sup>36)</sup> である。前述のとおり「諸士先祖之記」には力丸家の6代以降の当主が記載されていない。「剥札」は松平文庫「士族」<sup>37)</sup> や同「子弟輩」<sup>38)</sup>、前出の「新番格以下」などに類する藩士の人事記録(勤書)である(「剥札」は藩士のうち、士分各家の歴代当主)。ところが、その「剥札」には力丸家が収載されていない<sup>39)</sup>。「又左衛門(5代当主一筆者注)の二男にして、第六代となりし又左衛門の子の又左衛門」については「記録」で確認することができず、力丸家の続柄や代数の根拠は未詳である。

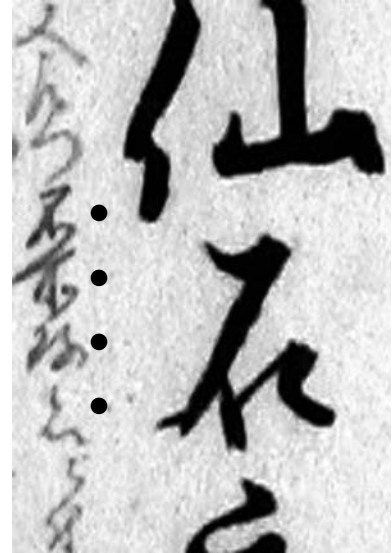


写真3 松平文庫「剥札 下」より「仙庄右衛門」(部分、●は筆者)

それでは、仙石家はどうであろうか。「諸士先祖之記」では仙石家の5代当主に庄右衛門清直とあり、「実父力丸又左衛門本雅」と付記されている<sup>40)</sup>。また「剥札」では庄右衛門の延享4年正月21日条に「知行御取上ケ、式拾五石五人被下、此節逼塞」とあり、「知行」と「御取上ケ」の間に朱筆で「此訳ハ力丸又左衛門不所存者ニ付致義絶候段御目付へ相達、当時相勤罷在候者を右躰麓忽之取扱ニ付」(以下、「剥札」と後出の資料3松平文庫「諸役人并町在御扶持人姓名」の読点・傍点・中黒は筆者による。)と追記されている<sup>41)</sup>。「長男」「二男」は別にして、庄右衛門は力丸家に出自しており、また「由緒書面にも力丸又右衛門名跡改めしに付き義絶云々」という「剥札」の記述も、一語を除いて森が引用しているとおりである。

しかし、それが又左衛門という人物の評価を決定付ける一語となる。すなわち「名跡改めし」とあるそれは「不所存者」の誤読(または誤記)<sup>42)</sup>であり、又左衛門は歴代藩士の基礎台帳ともいえる「剥札」に「不所存者」として記録されていたのである(写真3の●部)。「仙石力丸詰腹騒動」は「無調法」→「詰腹」→「届出」→「詰腹」が判明して「家禄百石取上げの上逼塞」であった。「剥札」は「不所存」→「義絶」→「御目付へ相達」→「当時相勤罷在候者」を「麓忽」に取り扱ったとして「知行御取上ケ」の上「逼塞」である。「剥札」に「詰腹」をうかがわせる記述はなく、「義絶」の詳細も知り得ないが、一連の出来事の原因は、やはり又左衛門の「不所存」であった。

(五)～(七)の3回は仙石・力丸各家の余聞で、そのうち(五)は力丸家と「何代の頃か不明なれども、縁家とな」った「千本氏」の物語である。「詰腹騒動」とも力丸家とも関連しない余聞であるが、ここで主体となっている「千本」家が前出の「剥札」に収載されており、3代当主長右衛門の延享元年11月15日条と寛延4年(1751)9月29日条との間に朱筆で「同(延享一筆者注)四卯正月廿

一日、御叱、是ハ力丸又左衛門義絶之義申達候ニ付而也、仙石庄右衛門勤書ニ有之候」と追記されている<sup>43)</sup>。庄右衛門の「知行御取上ケ」と同日の「御叱」であり、この「縁家」千本家の長右衛門も「義絶」に関係していたようである。なお(六)は力丸家の怪談と仙石家の雑聞、(七)は庄衛門の父喜左衛門の実方比企家の奇談である。

「仙石力丸詰腹騒動」では「詰腹騒動」を「延享年中のこと」といい、「剥札」には「義絶」が「延享4年正月21日」のこととある。当時の藩主は10代宗矩である。その宗矩の代の「給帳」に治左衛門という人物がおり(前掲表の(10))、その治左衛門と同一とみられる「次左衛門」という人物が、松平文庫「諸役人并町在御扶持人姓名 (六) 御徒」<sup>44)</sup>に記載されている。「諸役人并町在御扶持人姓名」は「共十三冊」(表紙の押紙)や「十三冊ノ内」(表紙下部の付紙)とあるように13冊で一組の名簿である(7冊目にあたる(七)は欠)<sup>45)</sup>。

### 資料3-1 松平文庫「諸役人并町在御扶持人姓名 (六)」

一、享保五子六月十三日、平尾与一右衛門代被召出 力丸次左衛門

同十一年三月廿一日、親又左衛門休息被仰付家督被下候ニ付、次左衛門御擬作上ル

次左衛門は享保5年(1720)に御徒として召し出された後、同11年に「親又左衛門」が休息を仰せ付けられて家督を相続するに伴い、擬作(扶持米)を返上している。当時の当主は5代又左衛門(前掲表の(8)(9))である。前掲表では(9)又左衛門から(10)治左衛門で切米25石5人扶持から20石3人扶持に減少しているが、(10)治左衛門も(9)又左衛門同様、切米取である。この次左衛門と(10)治左衛門は同一人物であろう。

13冊からなる「諸役人并町在御扶持人姓名」は(一)「御役人列集」、(八)「御坊主記録」、(十三)「御国在方」というように各冊で内容が異なっており、この(六)「御徒」の「次左衛門」とはまた別名の「金右衛門」、「源六」、そして「又左衛門」という人物が、(十)「知行減切」<sup>46)</sup>に記載されている。(十)は断絶した藩士家の名簿である。

### 資料3-2 「諸役人并町在御扶持人姓名 (十)」

一、切米貳拾五石五人扶持 力丸金右衛門

元文元辰二月十三日、果ル<sup>(ママ)</sup>

一、切米貳拾五石五人扶持 力丸源六

同年四月五日、親金右衛門家督無相違如此被下、同年十二月、又左衛門与名替、延享四卯正月廿一日、御暇被下、御国立退被仰付

(中略)

一、切米貳拾五石五人扶持 力丸又左衛門

元文元辰二月三日、親金右衛門果、同四月五日、倅源六へ家督無相違被下、同年十二月、又左衛門与名替、延享四卯正月廿一日、御暇被下、御国立退被仰付

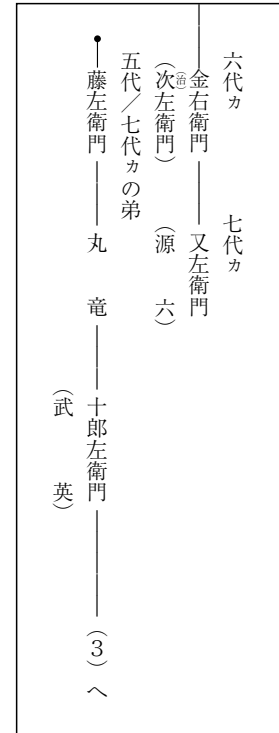


金右衛門と源六は父子で、元文元年（1736）2月に父金右衛門が果て、同年4月に子源六が家督を相続している。そしてその源六は、同年12月に「又左衛門」と名を替え、仙石庄右衛門の「知行御取上ケ」、千本長右衛門の「御叱」と同日の延享4年正月21日に「御暇」を下され、「御国立退」を仰せ付けられている。又左衛門は、金右衛門・源六父子の記述を再構成して再掲したものである。「仙石力丸詰腹騒動」で「詰腹」を切らされたという「又左衛門」、「剥札」に「義絶」されたとある「又左衛門」は、この源六であった。

森のいう「又左衛門の二男にして、第六代となりし又左衛門の子の又左衛門」をふまえて、この「次左衛門」「金右衛門」「源六」を整理すると、資料3-1の「親又左衛門」が5代当主であれば、資料3-1の「次左衛門」・資料3-2の「金右衛門」・前掲表の(10)治左衛門が6代当主、資料3-2の「源六」・「又左衛門」が7代当主となる。

### 3. 「浪人京都住」力丸弾正

10代藩主宗矩の代に当主「又左衛門」（源六）は、このような「故」があつて「御暇」、そして御国立退を仰せ付けられていた。東山は、こうして藩士力丸家が浪人となったその後の人物である。



参考図 力丸家略系図(2)

#### 資料1-3『越前人物志』

其弟藤左衛門の庶子坂井郡三国新保村円海寺の僧となり、丸竜と称す、子あり十郎左衛門氏英と云、宗庵<sup>(そうあん)</sup>又鎗菴と号す、武芸を好み最も鎗術に達す、是東山の父なり、東山越前に生れ学を好み京師に流浪し、初め伏原に古学を学び、那波魯堂の性理学を学び、詩文を巧みに書を能す、和漢兵法を講究して大に尚武の道を進張せんとて著書に自説を述ぶ、帷を京師白山町に下して青松塾と称す、天明八年京師大火あり蔵書烏有となる、是に於て専ら兵法を講じ士気を鼓舞す、寛政の末福井に來り、書道に有名なる眼医関拳竜と交りありしかば藩士再勤の内願を嘆訴す、関また本多大夫に扱ひて周旋最も努む、時に一子を拉す大吉郎白山と号し詩を作り書を能す、藩公の前に揮毫す、一座其技に驚き神童と称す、白山時に五歳忽ち芳名喧伝す、偶嫉むもの、為め妨られ遂に允されず、夫子空しく帰京す、夫より麩屋町松原北に住し文化十二年十月廿四日卒す、京都知恩寺に葬る、(後略)

#### 資料2-3「力丸東山伝」

其の一男後に同国阪井郡三国新保浦円海寺の僧となり、丸竜と称す、一子を生む、之を十郎左衛門武英と称し、宗庵（又鎗菴）と号す、私かに士道を志して、深く武訓を重んじ、又武芸を磨きををり、就中鎗術を好むたるもの、如し、是れ実に東山の父なり、東山越前の僻邑に生まれしと雖も、幼より学に志し、長ずるに及んで京師に流浪し、初め伏原氏に就きて古学を習ひ、傍ら那波魯堂の性理学を学び、兼ねて詩文を作り、且つ書道を究めて、大いに文辞を研磨し、著作に従

事せしが、又夙に家学の武備を修めて、和漢の兵法を<sup>(こう)</sup>攷究し、特に意を射術並に水戦術に致せり、帷を白山街に下して、青松塾と称し、文武両道を以て人才の養成を務めたり、天明八年京師大火あり、其の經学詞章に関する著書の悉皆烏有と為るや、翻然轍を改めて、唯武学是れ講じ、専ら兵法を以て士大夫に教授せり、名声籍甚、来りて其の門に研習する者頗る多く、<sup>(しんしん)</sup>搢紳華胄にして贅を執る者少からず、正に洛陽の一勢力たりしなり、寛政の末切すら家名の再興を図りて福井に抵り、其の菩提寺運正寺主、及び知人関竜輔<sup>号拳竜、医に</sup>に依り、古来の事情を具陳して、旧主に召抱へられんことを請へり、然れども終に允されず、已むなく又京師に帰り、益々武道の講習を力めき、其生死年月明かならず、東山人と為り亮直誠実・義気慷慨、窮して益々堅く、老いて益々壯んに、大丈夫の風格を具へりといふ、(後略)

延享4年(1747)に当主又左衛門(源六)が御暇を下され、御国立退を仰せ付けられた後も、元藩士力丸家の親類縁者は越前国内にいたようである。そしてその「藤左衛門」(『人物志』では又左衛門(源六)の弟、「東山伝」(資料2-2)では同大叔父)の「庶子」は坂井郡新保浦(現在の坂井市三国町新保)の円海寺<sup>47)</sup>の僧になったという。この僧「丸竜」が東山の祖父であり、丸竜の子で槍術に秀でた武芸者「十郎左衛門氏英(武英)」が東山の父である。こうして「越前」に生まれた東山は、京都へ流浪してはじめ公家(堂上家の半家)伏原宣条に<sup>48)</sup>古学を学び、ついで朱子学者那波魯堂に朱子学を学んで「白山町(白山街)」<sup>49)</sup>に「青松塾」を開塾し、天明の大火で書物が烏有に帰した後は「専ら兵法を講じ士気を鼓舞(唯武学是れ講じ、専ら兵法を以て士大夫に教授)」していた。そして「寛政の末」に福井に来て「関拳竜(竜輔)」「本多大夫」「運正寺主」を頼りに「旧主に召抱へられんこと(藩士再勤)」を願ったが、認められずに「已むなく(空しく)」京都へ戻っていったという。

加えて『人物志』は「寛政の末」に東山とともに大吉郎も福井にいたとしている。そして「藩公の前に揮毫」し、そこで「一座」に「神童」と呼ばれて「忽ち芳名喧伝」したが、それを「嫉むもの」に妨げられたために、願いは認められなかったのだという。「寛政の末」頃の藩主は12代重富、もしくは13代治好である(寛政11年(1799)9月に代替わり、同13年2月に改元)。「寛政の末」時、東山(と大吉郎)は「已むなく(空しく)」京都へ戻っていったというが、つづく14代藩主齐承の代の「給帳」に3人扶持で「京都」の大吉郎がいる(前掲表の(11))。そして、その大吉郎はまた「諸役人并町在御扶持人姓名 (十一) 御本丸・一ツ橋・紀州・田安・京都・江戸・大坂・大津・柏崎・丸岡・粟ヶ崎・金沢・敦賀・小浜・遠州・江州・甲州・尾州・参州・駿州・濃州・播州・泉州・武州・紀州」に記載されている。(十一)は書名にある「御本丸」以下、各地の扶持人の名簿である<sup>50)</sup>。

### 資料3-3「諸役人并町在御扶持人姓名(十一)」

一、三人扶持

力丸弾正

文化五辰二月廿八日、浪人京都住力丸弾正与申者、年来志願之趣達御聴、殊勝之儀ニ思召候、依之如是被下、右弾正志願御立被成下、御時節も可有之哉、相応之主取も致出来候ハ、勝手次第可致旨、同人倅大吉郎当時江戸表へ罷出居候間、右之段被申渡候

一、三人扶持

力丸大吉郎

文化十三子正月廿日、親弾正大病ニ及候ニ付、是迄被下置候御扶持方如斯被下置候、御奉行支配被仰付

記述は「力丸弾正」からはじまっており、その「浪人」で「京都住」の「力丸弾正与申者」の「年来志願之趣」が「御聴」に達し、文化5年（1808）に「思召」をもって「三人扶持」を下されている。しかも、他で「相応之主取」の話があれば「勝手次第」にしてよいという。この「旨」が江戸において「同人倅大吉郎」に申し渡され<sup>51)</sup>、元藩士力丸家はここで、扶持人力丸家として改めて、藩との関係の再開を迎えていた。前掲表の（11）大吉郎の3人扶持は「弾正」、すなわち東山の代から下されていたのであり、『人物志』「東山伝」のいう「寛政の末」から数年後の文化5年に東山の「年来志願之趣」は藩主に通じていたのである。そして、ここで東山の「年来志願之趣」を聞き届けた藩主は、13代治好であった<sup>52)</sup>。

東山はそれから約8年後に大病を患ったようで、「文化十三子正月廿日」に大吉郎が3人扶持を下し置かれ、御奉行支配に仰せ付けられている。なおこの東山について『人物志』は「文化十二年十月廿四日卒」したとし（「東山伝」は「其生死年月明かならず」）、また『平安名家墓所一覽』『若越墓碑めぐり』も「文化十二年十月二十四日歿す 享年五十九」としている<sup>53)</sup>。

#### 4. 「御徒格」力丸秋江

その後、扶持人力丸家は大吉郎の弟隆助、隆助の子貞三郎と代を重ねていく。そして貞三郎の次代として「新番格以下」に「貞享之度御暇」から「格別之御厚評を以帰参」仰せ付けられたとある秋江がいる。

#### 資料3-4 「諸役人并町在御扶持人姓名（十一）」

隆輔

一、切米拾五石三人扶持

力丸秋江

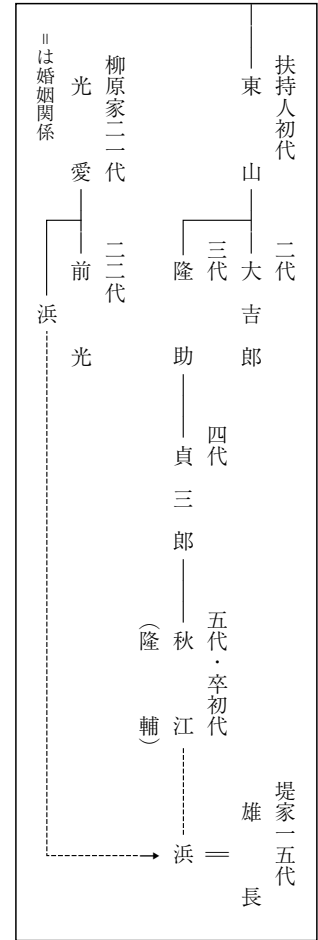
慶応元丑五月廿五日、貞享之度御暇被下候処、数代相統志願殊勝之趣ニ付、格別之御厚評を以帰参被仰付、是迄被下置候三人扶持之上江御充行拾五石被下置、御徒格ニ被成下、京都御聞番役支配ニ被仰付、京住其俣御用向相勤候様被仰付、五月廿六日、帰参被仰付候処、京都其俣御用向相勤候様被仰付候ニ付、三人扶持之分大津現米ニ而御渡被成事、六月九日、隆輔与改名、同四辰六月七日、御勤局書記役被仰付、月々金貳百疋ツ、被下置、但、御留守居方之儀ハ是迄之通

「帰参」は秋江の「数代」前から「志願」していたようである。その力丸家代々の「志願」が秋江の代の慶応元年（1865）5月25日になって叶い、17代藩主茂昭の「格別之御厚評を以」切米15石を下し置かれ、東山以来の扶持人から「御徒格」に取り立てられている。こうして扶持人力丸家は「貞享之度御暇」から「帰参」仰せ付けられたのであった。

ちなみに先々代の隆助は天保8年（1837）2月に兄大吉郎の大病を機として、先代の貞三郎は同11

年2月に親隆助の病を機として、それぞれ大吉郎と同様に3人扶持を下し置かれ、御奉行支配に仰せ付けられている<sup>54)</sup>。このように貞三郎までは代替わりした日や各先代との続柄がわかる。ところが秋江の記述は「新番格以下」同様、慶応元年5月25日からはじまっており、内容も「新番格以下」同様<sup>55)</sup>である。16代藩主慶永の代の「給帳」に記載されていることから（前掲表の(12)）、「帰参」の10年以上前に貞三郎から秋江へと代替わりをしていたようであるが<sup>56)</sup>、「諸役人并町在御扶持人姓名」にも「新番格以下」にも扶持人としての秋江に関する記述がなく、「帰参」以前の秋江については、先代以前との続柄を含めて多くが未詳のままである。

ただ、「帰参」以後の秋江については、二つの足跡を確認することができる。一つは「新番格以下」である。「新番格以下」は「諸役人并町在御扶持人姓名」（資料3-4）の最後の条である慶応4年6月7日条にもう一つ但し書きを付し、そこから明治4年（1871）8月3日まで、さらに約3年分を書き継いでいる。その最後の条である明治4年8月3日条に「福井県へ引越被申付候事」とあり、そこで秋江は「福井県へ引越」申し付けられている<sup>57)</sup>。もう一つは公文録である。それから約3年後の同7年12月に秋江は華族（堂上家の名家）柳原家の子女浜（同年2月生）を養女に迎えており<sup>58)</sup>、その養女願（同年8月付、正四位柳原前光→東京府）<sup>59)</sup>に「城州（おたぎ）愛宕郡第一区岡崎村五百三拾九番屋敷寄留敦賀県士族力丸隆輔」（「城州愛宕郡第一区岡崎村」は現在の京都府京都市左京区内）とある。断片的ではあるが、森が「維新後力丸家は何れへ退転せしか所在不明となりぬ。」としている<sup>60)</sup>その「維新後」に秋江が福井に引越した可能性と京都に寄留していた証左を示している。



参考図 力丸家略系図(3)

まとめにかえて

藩士（士分）力丸家は初代藩主秀康以来の家柄であった（松平文庫「諸士先祖之記」）。しかし貞享3年（1686）に半知で十兵衛（前掲表の(6)）が御暇（同「御家中末々迄被減覚」）、4代当主又左衛門建時（前掲表の(7)）が減知となり（「給帳」）、存続した又左衛門家も、延享4年（1747）に当主又左衛門（源六）が御暇を下され、御国立退を仰せ付けられて途絶えていた（松平文庫「剥札」、同「諸役人并町在御扶持人姓名」）。

こうして藩士（士分）力丸家が途絶えて数代後、文化5年（1808）に東山が3人扶持を下されて扶持人となり（「諸役人并町在御扶持人姓名」）、さらに慶応元年（1865）に秋江が「帰参」仰せ付けられて藩士（卒）となり（「諸役人并町在御扶持人姓名」、同「新番格以下」）、そして明治2年（1869）の版籍奉還を迎えていた（国立公文書館公文録、同太政類典）。

扶持人力丸家の存在から東山—秋江は明確になったが、藤左衛門—又左衛門—東山（「東山伝」『人物志』）に十兵衛—秋江（「諸役人并町在御扶持人姓名」「新番格以下」）を連結させることができず、

依然として矛盾は解消できていない。ただ、又左衛門（源六）は「不所存」から仙石庄右衛門と千本長右衛門に「義絶」され、その結果、庄右衛門は「知行御取上ケ」の上「逼塞」、長右衛門は「御叱り」、又左衛門本人も「御暇」を下され、「御国立退」を仰せ付けられていた（「剥札」「諸役人并町在御扶持人姓名」）。そして、延享4年以来、短くとも大正2年～翌3年（1913～1914）頃まで、「詰腹騒動」は「古老間の語り草」になっていた（森恒救「仙石力丸詰腹騒動」）。推測の域を出ないが、「義絶」にせよ「詰腹」にせよ、軽からざる出来事で御暇を下された「不所存者」又左衛門を避け、半知で御暇を下された十兵衛の系譜として、秋江は「貞享之度御暇」から「帰参」仰せ付けられたのであろう。

本稿で目的とした『人物志』『東山伝』の松平文庫の藩政史料による跡付けについては、初代当主から5代当主まで、そして未確定ながら5代当主から又左衛門（源六）まで、東山の先祖にあたる藩士（士分）力丸家の系譜を確認することができた。そこからさらに半知で御暇を下されていた十兵衛家や東山にはじまる扶持人力丸家の存在、秋江の藩士（卒）としての「帰参」といった力丸家と福井藩との新たな接点も探り出すことができたが、いまだ又左衛門（源六）が御暇を下された後の10代藩主宗矩の「恩典」や「寛政の末」に福井に来た東山（と大吉郎）については、「東山伝」に詳記されているにもかかわらず、糸口すらつかめていない。ただ、『人物志』『東山伝』は京都の「伏原宣条」や「那波魯堂」、福井の「関拳竜（竜輔）」や「本多大夫」に「運正寺主」など、具体的な人物を示している。また東山自身も「武学啓蒙」をはじめとした書物を著している<sup>61)</sup>。この越前生まれの東山について、その人物像や福井藩との関係が、多方面から掘り下げられていくことを期待したい。

## 注

- 1) 力丸東山「武学啓蒙」序文・跋文（井上哲次郎・有馬祐政共編『武士道叢書』中巻（博文館、1905年）266頁～268頁・270頁・322頁。植木直一郎編『武士道全書』第五巻（時代社、1942年）210頁～212頁・264頁）。
- 2) 市古定次ほか編『国書人名辞典』第四巻（岩波書店、1998年）728頁。
- 3) 関儀一郎・関義直共編『近世漢学者著述目録大成』（東洋図書刊行会、1941年）。
- 4) 福田源三郎編『越前人物志』上巻・中巻下巻（玉雪堂、1910年。思文閣、復刻版1972年）。
- 5) 石橋重吉『若越墓碑めぐり』（若越掃苔会、1932年。歴史図書社、復刻版1976年）。
- 6) 前掲注3『近世漢学者著述目録大成』318頁。
- 7) 山本臨乗編『平安名家墓所一覧』（彙文堂、1910年）。
- 8) 前掲注5『若越墓碑めぐり』61頁。
- 9) 前掲注4『越前人物志』中巻下巻、639頁～641頁。
- 10) 『坂井郡誌』（福井県坂井郡教育会、1912年）420頁～421頁。
- 11) 前掲注1『武士道叢書』263頁～322頁。「武学啓蒙」については笠谷和比古『武士道 侍社会の文化と倫理』（NTT出版、2014年。初出は「武士道概念の史的展開」（『日本研究』第35集 国際日本文化研究センター創立二十周年記念特集号、国際日本文化研究センター、2007年））69頁～74頁参照。
- 12) 前掲注1『武士道叢書』263頁～265頁。
- 13) 前掲注1『武士道全書』210頁～264頁。
- 14) 前掲注12『武士道全書』12頁～15頁。
- 15) 福井県文書館保管。資料群については『松平文庫 福井藩史料目録』（福井県立図書館、1989年）、及び『松平文庫目録』（同、1968年）参照。

- 16) 『福井市史』資料編4 近世二(福井市、1988年)958頁～960頁。
- 17) 松平文庫「諸士先祖之記(諸士先祖之記録 一)」(資料番号 A0143-02020(937(M53-1)-01)、複製本番号 A5183)。「諸士先祖之記」(全6冊、うち1冊は目録)は前掲注16『福井市史』387頁～588頁に翻刻(巻第一～巻第五のうち、巻第一～巻第三)・958頁～960頁に解題あり。
- 18) 「勝時儀北条氏直同氏家ニ仕へ」とあり、氏直の近親者のようであるが、人物の特定には至っていない。
- 19) 2代藩主忠直の子光長は代数に含めていない。
- 20) 前掲注15『松平文庫 福井藩史料目録』26頁～27頁。
- 21) 初代藩主秀康～7代藩主吉品は福井県文書館オープンデータ「〔給帳〕データセット」(<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/03/2020kyucho.html>)を使用した。8代吉邦は松平文庫「貞享三年御新規以来惣侍中拝知并御擬作被下帳」(資料番号 A0143-01317(892(M51-8))、複製本番号 A4632)、10代藩主は国文学研究史料館(越前史料)「徳正院様御代御家中帳」(資料番号 X0145-00203、複製本番号 W1090。原本は国文学研究資料館所蔵)、12代藩主重富は松平文庫「(重富公近侍姓名)」(資料番号 A0143-01318(893(仮418))、複製本番号 A4632)、14代藩主齊承は松平文庫「齊承公御代給帳」(資料番号 A0143-01319(894(M51-9))、複製本番号 A4633。前掲注16『福井市史』320頁～384頁に翻刻・956頁に解題あり)、16代藩主慶永は松平文庫「給帳」(資料番号 A0143-01320(895(M51-10))、複製本番号 A4634。『福井県史 資料編3 中近世1』(福井県、1982年)119頁～185頁に翻刻・195頁に解題あり)、17代藩主茂昭は松平文庫「給帳」(資料番号 A0143-01028(897(M51-12))、複製本番号 A4197・A4198)を閲覧した。
- 22) 次代の(9)又左衛門に「養父又左衛門代式百石半知百石」とある、また松平文庫「列番帳」(資料番号 A0143-01315、複製本番号 A4630)に「百石 又左衛門」とある。
- 23) 前掲注4『越前人物志』上巻、511頁～515頁。
- 24) 松平文庫「新番格以下 一(イハニホヘトリ)」(資料番号 A0143-01009(926(仮117))、複製本番号 A4163～A4166。福井県文書館資料叢書16『福井藩士履歴』8 新番格以下1 イ～リ(福井県文書館、2020年)として翻刻)。なお「新番格以下」(全7冊)は「二(ヲワカ)」(資料番号 A0143-01010(926(仮117))、複製本番号 A4167～A4169)以降も福井県文書館資料叢書として続刊予定。
- 25) 松平文庫「黄門様御代給帳」(資料番号 A0143-01302(878(仮124))、複製本番号 A4621)に800石藤左衛門・200石源介とあるが、「黄門様」は初代藩主秀康である。ただ、同「黄門様御代給帳」(資料番号 A0143-01303(879(M51-2)複製本番号 A4621)は1000石藤左衛門(「御祐筆」、同「黄門様給帳」(資料番号 A0143-01304(880(仮980)、複製本番号 A4622)は1000石藤左衛門(「十兵衛祖父 廿七」、同「源秀康公御家中給帳・浄光院様御代分限帳・忠直公御家中給帳(浄光院様御代給帳・御同代様分限帳・西岸院様御代給帳のうち)」の「浄光院様御代分限帳」は1000石藤左衛門であり、同「源忠直公御家中給帳」(資料番号 A-143-01306(882(M51-4)、複製本番号 A4624)は800石藤左衛門・200石左次右衛門である。「黄門様御代給帳」(資料番号 A0143-01302(878(仮124))は他にも初代藩主秀康とすると齟齬が生じる人物がいて「黄門様御代」は検討を要するため、この「源介」は「左次右衛門」である可能性がある。
- 26) 松平文庫「辰年給帳并渡米寄帳」(資料番号 A0143-01311、複製本番号 A4627)には「高400石 力九十兵衛/高台三ツ八歩取/取米百五拾式石」とある。
- 27) 前掲注17「諸士先祖之記(諸士先祖之記録 一)」。
- 28) 諸屋敷は松平文庫「御城下絵図別記 諸屋鋪 上」(資料番号 A0143-00491(1323(M73-6))、複製本番号 A4120)、同「御城下絵図別記 諸屋鋪 下」(資料番号 A0143-00492(1323(M73-6))。寺社は同「御城下絵図別記 寺社」(資料番号 A0143-00493(1327(M73-8))、複製本番号 A4122)。
- 29) 松平文庫「福居御城下絵図」(資料番号 A0143-21320(1320(M73イ-5))。『福井市史』資料編別巻 絵図・地図(福井市、1989年)に付録1として複製)。この「福居御城下絵図」は前掲注28「御城下絵図別記」の本図にあたりとみられる。
- 30) 松平文庫「〔御城之図〕」(資料番号 A0143-21315(1315(M73ハ-1))。
- 31) なお、2代藩主忠直・初代当主勝時・左次右衛門の代の慶長18年(1613)頃の城下を描いた松平文庫「〔北之庄

- 城郭図]」（資料番号 A0143-21309(1309(M73-1)) と森永与右衛門家文書「慶長御城下絵図」（資料番号 A0029-00050、複製本番号 A4408）では本丸の東、東三の丸の中、現在の「城町」バス停留所付近に藤左衛門の屋敷地がある（左次左衛門の屋敷地は未詳）。
- 32) 松平文庫「御家中末々迄被減覚」（資料番号 A0143-01313(888(仮190))、複製本番号 A4629。前掲注16『福井市史』257頁～277頁に翻刻・954頁～955頁に解題あり）。
- 33) 記事は森恒救『福井藩史話』上巻・下巻（歴史図書社、1975年）として刊行されている。これは刊行当時、連載当時の「福井新聞」の現存が確認されておらず、また記事の原稿も焼失していたため、郷土史家による謄写本を底本として刊行されたものである。その後、連載当時の「福井新聞」は一定期間分の現存が確認され、掲載号に当たることができるが、「仙石力丸詰腹騒動」掲載号は含まれていないため、本稿では『福井藩史話』を参照した。
- 34) 「他から強いられて切腹すること」（『日本国語大辞典 第二版』第9巻（小学館、2001年）452頁「詰腹」の項）。
- 35) 松平文庫「剥札 下」（資料番号 A0143-00470(917(仮695))、複製本番号 A4246～A4252。同「剥札 上」、複製本番号 A4240～A4245）・同「士族」・同「(士族略履歴)」と組み合わせ・組み替えした上で福井県文書館資料叢書9『福井藩士履歴』1 あ～え（福井県文書館、2013年）～同14『福井藩士履歴』6 み～わ（同、2018年）として翻刻）。なお、庄右衛門は同「(士族略履歴 拾参、エヒモセス）」（資料番号 A0143-00482(920(仮118))、複製本番号 A4108・A4109）にも記載されているが、「延享四卯正月廿一日、拝知御取上ケ、御擬作如此被下」とあって「逼塞」と朱筆の追記はない。
- 36) このほか、「諸士先祖之記」の記述（仙石家初代当主と力丸家2代当主の「大坂御陣」の「御供」を跡付けるために井上翌章「越藩史略」を紹介している）。
- 37) 前掲注35「士族」。「士族」は藩士のうち、士分各家の現当主の人事記録（勤書）である。
- 38) 松平文庫「子弟輩」（資料番号 A0143-00470(917(仮695))、複製本番号 A4246～A4252。福井県文書館資料叢書15『福井藩士履歴』子弟輩（福井県文書館、2019年）として翻刻）。「子弟輩」は藩士のうち、士分各家の子弟の人事記録（勤書）である。
- 39) 松平文庫「士族二（ホ、ト、チ、ヲ、ワ）」（資料番号 A0143-00486(921(仮119))、複製本番号 A4112・A4113）や同「(士族略履歴 三、ニホトチ）」（資料番号 A0143-00473(920(仮118))、複製本番号 A4089・A4090）、同「(士族略履歴 四、ヲワ）」（資料番号 A0143-00474(920(仮118))、複製本番号 A4091・A4092）にも収載されていない。
- 40) 前掲注17「諸士先祖之記（諸士先祖之記録 一）」。
- 41) 前掲注35「剥札 下」。
- 42) 前掲注33にあるとおり、連載時の「福井新聞」や森の原稿ではなく、郷土史家による謄写本を底本としているため、森の誤読である可能性と郷土史家の誤記である可能性という二つの可能性がある。『福井藩史話』は郷土史家庭本雅夫による謄写本（庭本本）を底本としているが、庭本本はさらに郷土史家窪田孝哉による書写本（窪田本）を底本としている。『福井藩史話』刊行時は「窪田本の所在は不明」とされていたが（6頁）、長野栄俊氏によって現存が確認されている（長野栄俊「佐々木権六（長淳）に関する履歴・伝記史料の紹介」（『若越郷土研究』五十二巻二号、福井県郷土誌懇談会、2008年、30頁～57頁））。なお、当該箇所は窪田本も「名跡改めし」であった。
- 43) 前掲注35「剥札 下」。なお、長右衛門は前掲注35「(士族略履歴 拾参、エヒモセス）」にも記載されているが、延享4年正月21日条はない。
- 44) 松平文庫「諸役人并町在御扶持人姓名（六）御徒」（資料番号 A0143-01002、複製本番号 A4151）。
- 45) うち「諸役人并町在御扶持人姓名（一）御役人列集」（資料番号 A0143-00997、複製本番号 A4146）は『福井市史』資料編5（福井市、1990年）61頁～106頁に翻刻・904頁～906頁に解題あり、「諸役人并町在御扶持人姓名（三）御医師御鍼医御目医師御外科」（資料番号 A0143-00999、複製本番号 A4148）は福井県医師会・会史編纂委員会編『福井県医師会史』第二巻 資料編（福井県医師会史、1986年）1頁～81頁に翻刻・640頁～641頁に解題あり、「諸役人并町在御扶持人姓名（十三）御国在方」（資料番号 A0143-01008、複製本番号 A4160～A4162）は『福井市史』資料編7（福井市、2002年）129頁～236頁に翻刻あり。

- 46) 松平文庫「諸役人并町在御扶持人姓名 (十) 知行減切」(資料番号 A0143-01005、複製本番号 A4154)。
- 47) 円海寺は福井県立図書館複製本「[県立図書館本] 坂井郡寺院明細帳」(資料番号1049317215、請求記号 H180/Z2/14A)に「文化年間諸浦大火之節、由緒什器等悉ク焼失ス故ニ由緒不詳」、同「[国立史料館本] 坂井郡寺院台帳 2」(資料番号1040674846、請求記号 H180/Z/4A)に「詳細ハ文政八年万延元年両度ノ火災ニヨリ不明ナリ」とある。
- 48) 前掲注1『武士道全書』。
- 49) 現在の京都府京都市中京区内か。
- 50) 松平文庫「諸役人并町在御扶持人姓名 (十一) 御本丸・一ツ橋・紀州・田安・京都・江戸・大坂・大津・柏崎・丸岡・粟ヶ崎・金沢・敦賀・小浜・遠州・江州・甲州・尾州・参州・駿州・濃州・播州・泉州・武州・紀州」(資料番号 A0143-01006、複製本番号 A4155・A4156)。
- 51) 印牧信明「福井藩の参勤交代に関する基礎的考察」(『奈良史学』29号、奈良大学史学会、2011年。初出は福井市立郷土歴史博物館平成20年秋季特別展解説図録『福井藩と江戸』、福井市立郷土歴史博物館、2008年)によると当時、治好は江戸にいるようである。
- 52) 「仙石力丸詰腹騒動」は力丸家が「浪人以来数代を経」た後、京都で16代藩主慶永から「唯今より一生手当を遣は」され、「旧主より手当を受くる事とな」ったという逸話を紹介している。そこで森は「此の事も亦記録に散見せず」、そのため「春嶽公の近侍として永年仕へし松平家前家令」鈴木準道(元藩士・元福井市長)に確かめたところ、鈴木も「年月日等は記憶せざるも、確に其の事ありしやうに覚え」ていたとしている(前掲注33『福井藩史話』294頁～295頁)。
- 53) 前掲注7『平安名家墓所一覽』65丁。前掲注8『若越墓碑めぐり』61頁。
- 54) 前掲注50「諸役人并町在御扶持人姓名 (十一) 御本丸・一ツ橋・紀州・田安・京都・江戸・大坂・大津・柏崎・丸岡・粟ヶ崎・金沢・敦賀・小浜・遠州・江州・甲州・尾州・参州・駿州・濃州・播州・泉州・武州・紀州」。
- 55) ただし、前掲注23「新番格以下」は名替を8日、御勤局書記役を7日としている。また資料3-4の慶応元年5月26日条がない。
- 56) 「給帳」は奥書が嘉永5年(1852)、内容が加除訂正から安政元年(1854)頃とされる(前掲注15『松平文庫目録』)。
- 57) 前掲注23「新番格以下」。
- 58) 国立公文書館公文録「柳原前光ヨリ父光愛女浜ヲ敦賀県士族力丸隆輔方へ養女差遣度願」(公01276100-023)、同太政類典「華族柳原前光父光愛女ヲ敦賀県士族力丸隆輔ノ養女トス」(太00557100-134)。なお、願主の正四位柳原前光は浜の兄である。父は正二位光愛、姉は権典侍愛子(嘉仁親王、のちの大正天皇の母)で、浜はのちに華族堤雄長の妻となる。
- 59) 前掲注58「柳原前光ヨリ父光愛女浜ヲ敦賀県士族力丸隆輔方へ養女差遣度願」「華族柳原前光父光愛女ヲ敦賀県士族力丸隆輔ノ養女トス」。なお、養女願は願主である前光が「清国出張中ニ付」留守心得正三位北小路随光が作成・提出している。
- 60) 前掲注33『福井藩史話』294頁。
- 61) 松平文庫の国書・漢籍にも「越前 力丸光撰」(序文)とある「頭書増補訓蒙図彙大成」が収められている(「頭書増補訓蒙図彙大成 卷一～二一、附目録一卷」(資料番号 A0143-M200030000(M031-5))。「頭書増補訓蒙図彙大成」は中村惕斎編『訓蒙図彙』の増補版(寛政元年刊))。また、福井市立郷土歴史博物館福井市春嶽公記念文庫には書が収められている(『春嶽公記念文庫解説目録』什器編(福井市立郷土歴史博物館、1974年)8頁)。

[付記] 本稿を執筆するにあたり、資料の閲覧で越前市中央図書館各位にお世話になった。また資料の読解で田原健子氏にご教示をいただいた。末筆ながら、ここに深謝する。